内閣参質二二二第一四号
令和八年十一月六日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一　殿

参議院議員石垣のりこ君提出村山談話における「国策を誤り」との認識及び植民地支配の対象に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内閣

参議院議員石垣のりこ君提出村山談話における「国策を誤り」との認識及び植民地支配の対象に関する質問に対する答弁書

一の1について

高市内閣としては、お尋ねの箇所を含む平成七年八月十五日の内閣総理大臣談話並びに平成十七年八月十五日及び平成二十七年八月十四日の内閣総理大臣談話（以下「これまでの談話」という。）を含め、歴史認識に関する歴代内閣の立場を全体として引き継いでいる。

一の2、3、5から7まで、8の後段並びに9の（2）及び（3）の後段、二、三の1及び2並びに四の1及び2の前段について

個々の行為等がお尋ねの「国策を誤り」、「植民地支配」及び「侵略」に該当するか否かについては、個々の行為に対する評価等をめぐり様々な議論があることもあり、具体的に断定することは適当でないと考えている。

一の4について

お尋ねの「政策及び行為を個別に特定すること」が可能であるか否かについては、個々の行為に対する

評価等をめぐり様々な議論があることもあり、一概に判断することは困難であるため、お尋ねのいずれの「立場」であるかについてお答えすることは困難である。

一の8の前段について

お尋ねの「軍事的効果」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、先の大戦に関する政府としての認識については、これまでの談話等において示されてきているとおりである。

一の9の（1）及び（3）の前段について

一般的に、事象に関する歴史的な評価については、専門家等により議論されるべきものと考えており、お尋ねについてはお答えを差し控えたい。

三の3について

お尋ねの「植民地支配」及び「侵略」については、個々の行為に対する評価等をめぐり様々な議論があることもあり、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

三の4について

お尋ねの「侵略」については、個々の行為に対する評価等をめぐり様々な議論があることもあり、お尋

ねの「具体的な軍事行動及び政策を特定すること」が可能であるか否かについて一概にお答えすることは困難である。

四の2の後段について

お尋ねの「公的な文書又は統一的な見解」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないが、お尋ねのように「村山談話の各表現が指す対象を特定した」行政文書又は閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解は有していない。

四の3について

お尋ねについて、高市内閣としては、これまでの談話を含め、歴史認識に関する歴代内閣の立場を全体として引き継いでおり、令和七年十一月七日の衆議院予算委員会において、高市内閣総理大臣が「これまでの内閣総理大臣談話を含めて、歴史認識に関する歴代内閣の立場を全体として引き継いでおり、これからも引き継いでいくということでございます。」と説明しているとおりである。